

参議院議員補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(令和6年10月) (予定)

参議院議員補欠選挙 (岩手県選挙区)

令和6年9月16日

参議院岩手県選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。**なお、当館では在外公館投票は実施いたしません。**

在外選挙人名簿の登録申請手続きについて知りたい方は以下の[在外選挙人名簿登録申請の流れのページ](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow2.html)をご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow2.html>

1 投票することができる方

岩手県内の市町村の在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証をお持ちの方

2 在外選挙の日程

告示日：2024年10月10日(木曜日) (予定)

在外公館投票日：2024年10月12日(土曜日) (予定) **当館では実施しません。**

在イスラエル大においては、10月13日(日曜日) (予定)

日本国内の投票日：2024年10月27日(日曜日) (予定)

3 投票方法

「在外公館投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下の[投票方法のページ](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html)をご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票

投票時間：午前9時30分から午後5時まで (予定)

投票場所：在外公館投票を実施する公館 (日本大使館・総領事館及び領事事務所など)

(注) [在外公館投票実施公館一覧](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html)については以下のリンクをご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html

持参すべき書類：(1) 在外選挙人証 (2) 旅券等の身分証明書

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後3か月間)は、登録先の市町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の市町村選挙管理委員会にお尋ねください。

以上